

令和3年度

山梨県内部統制評価報告書

令和3年度 山梨県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定により、「山梨県内部統制に関する方針」に基づく内部統制体制の整備及び運用状況について、次のとおり評価を実施しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「山梨県内部統制に関する方針」（令和2年3月31日）を策定し、当該方針に基づき、令和2年度から「財務に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行ってきました。

内部統制体制の整備については、「内部統制推進会議設置運営要綱」を定め、各部局次長等で構成する内部統制推進会議を設置し、内部統制に係る知事の意識を共有するとともに、全庁的な取組を推進しました。

また、各部局内に部局次長、所属長で構成する内部統制推進部会を設置し、部局内での情報共有や取組の推進に努めました。

内部統制の運用については、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁的な内部統制の有効性評価を行うとともに、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、当該リスクを防止するための規定の整備、日常業務を通じたリスク対応策の運用状況などを評価しました。

2 評価手続

令和3年度を評価期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドライン「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

具体的には、様式1「全庁的な内部統制評価シート」により、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁共通となる内部統制の有効性を評価しました。

また、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、リスク対応策の策定、実際の運用状況、発生したリスクの内容や改善状況などの評価を行いました。

3 評価結果

財務に関する事務に係る全庁的な内部統制については、規定の不備はなく、有効に運用されていると評価しました。

各所属の業務レベルにおける内部統制についても、概ね有効に整備・運用されたと評価しますが、「4 重大な不備の是正に関する事項」に記載の事案については、重大な不備があるものと評価いたします。

なお、当該不備については、既に再発防止策を講じており、関係所属が連携の下、適正な事務の執行に取り組んでおります。

<各所属の業務レベルにおける内部統制の結果>

リスク対応策数	1,955件
発生したリスク	63件
うち重大な不備	1件

4 重大な不備の是正に関する事項

- ・国庫補助金の支出に係る不適切事務処理事案

感染症対策センターにおいて、令和2年度「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」について、出納閉鎖である令和3年5月31日までに支出処理を行わなかったため、国庫補助金1,352,000円を国に返還し、一般財源を充当する事案が生じました。

当該補助金は、新型インフルエンザ等の患者を入院させる医療機関等の医療体制の強化を図ることを目的とし、医療機関が購入した資材に対し県と国が1/2ずつ補助をするものですが、事務処理ミスによって医療機関への支払(2,709,000円)が過年度になったため、国との協議の結果、既収入済み分の国庫補助金1,352,000円を充当することができず、国に返還することとなったものです。

本事案については、支払の遅れた医療機関に不利益を与えただけでなく、国庫補助金を歳入とすることができなかつたことによって県の財政的負担が生じたことに加え、国にも影響が生じたほか、県の事務執行に対する県民の信頼を失墜させたことなどの状況に鑑み、重大な不備事案と評価します。

本事案が生じた原因については、執行状況の管理表を作成しておらず、補助金の執行に関するチェック体制が不十分だったこと、担当者が一人で事務を行っており、複数の職員が進捗状況を確認する体制ではなかったこと、令和3年度の組織再編に伴い新設された感染症対策センターが当該事務を引き継いだが、新型コロナウイルス感染症への対応も重なり、引き継ぎが徹底されなかったことなどが挙げられます。

当該事案の是正措置として、感染症対策センターにおいて執行状況の管理表を作成し、複数名でのチェックを徹底するとともに、業務が多忙な状況にあってもミスが生じないように、主担当、副担当制を導入し、複数の職員で事業を執行する体制を構築しました。

また、内部統制推進会議として、本事案を事務処理ミス防止対策研修資料に記載し、職員一人ひとりが事務処理ミスの撲滅を強く意識し、行動するよう、各所属において職場研修を実施しました。

令和3年度に発生した本事案については、上記のとおり再発防止策を講じるとともに、全庁で情報共有し、同様の事案が生じないように、適正な事務の執行に取り組んでいるところであります。

なお、令和4年2月に、当時農政部に所属していた元職員（令和4年6月1日付けで懲戒免職処分）が、業務上関係のあった団体の職員に対する恐喝・収賄・強要の罪名で起訴され、同年6月に、甲府地裁において有罪判決を受けるという不祥事案が発生しました。

本事案は、元職員が関係団体職員を恐喝するとともに、自己の職務に関連して賄賂を収受するなどした犯罪行為であり、現在の内部統制の対象事務である「財務に関する事務」には含まれませんが、今後このような事案が発生したことを踏まえ、将来的に、内部統制の対象事務の範囲を拡大することも検討してまいります。

令和4年8月12日 山梨県知事 長崎 幸太郎